

第12回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月5日(水)午後1時30分から午後3時25分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員(19人)

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
4番	浦恩城 由 子	5番	佐 藤 勲
6番	寺 崎 正 親	7番	今 井 隆
8番	須 田 直 子	9番	大 野 俊 彦
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
14番	戸 塚 英 子	15番	塚 越 勤
17番	石 川 大 輔	18番	川 野 健 一
19番	福 田 敬 一	21番	反 保 勉
22番	飯 野 利 貞	23番	新 井 元
24番	設 楽 明 志		

4 欠席委員(6人)

3番	箱 田 裕 史	10番	信 澤 健 治
13番	天 田 晃	16番	永 井 保 伸
20番	西 山 康 雄	25番	金 井 政 明

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
局長補佐	荒 木 聡
係長	石 井 孝 磨
係長	渡 邊 喬 丈
主査	清 水 賢 太 郎
主任主事	飯 塚 淳
主任主事	安 藤 優 太

6 職務のため出席した農林課職員

主任主事	佐 藤 裕 徳
主任主事	中 村 貴 裕

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第7 議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第12回農業委員会総会のほうを始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をお願いします。

会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、これより第12回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。まず、今日は6名欠席ですか、報告いたします。議席番号、3番、箱田裕史委員、10番、信澤健治委員、13番、天田晃委員、それと16番、永井保伸委員、20番、西山康雄委員、25番、金井政明委員から欠席との連絡ございました。ということで、本日の出席委員は全員25名のところ19名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わります。続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

まず初めに、皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号12番、山田孝夫委員並びに14番、戸塚英子委員の両名を指名いたします。書記には事務局の石井係長を任命いたします。

それでは、報告は終わります。これより議事進行に入らせていただきます。

まず初めに、発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和48年8月17日許可、群馬県指令西農第3075号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は土地分譲でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書18ページ、議案第4号ナンバー26が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成2年4月20日許可、群馬県指令西農第115号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は車庫及び露天駐車場でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書20ページ、議案第4号ナンバー32が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

皆さんから意見等なければ、承認してもよろしいでしょうかね、これは。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に入ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

ます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。また、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和6年5月24日から令和9年5月23日までの3年間でございます。なお、関連案件といたしましては、次のナンバー8と太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書12ページ、議案第4号ナンバー1が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明をさせていただきます。

8番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。また、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和6年5月24日から令和9年5月23日までの3年間でございます。なお、関連案件といたしまして、さきのナンバー7と太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書12ページ、議案第4号ナンバー2が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明をさせていただきます。

9番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は9件でございます。なお、この9件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さん、質問等ございましたら、お願いいたします。

ちょっと詳細、細かいところお聞きするのだけれども、ちょっとこの3番の譲渡人のところを見てもらって、この譲渡人、3番のこの方は離農していると言ったっけ。ちょっと、そこを調べてもらおう。

○事務局 離農に至っているということではなくて、年齢も高齢になってきているところで、少しずつ規模を縮小していくご意向があるということで伺っております。

○会長 でも、あれだね、小作地も799、家族でこの譲渡人以外で何名いたっけ。3名ぐらいって話だったかな。

○事務局 はい、全部で3名です。

○会長 3名だよな。

○事務局 はい。

○会長 ほかの人は、ちゃんと農業従事しているわけ。

○事務局 一応このご本人も今はされていて、ご夫婦でメインでやっていらっしゃるのですけれども、70歳を超えて高齢に、これから今後考えたときに、少しずつ縮小していこうということで、今回こういった贈与というような形で譲るといふ。

○会長 では、そうすると、いずれこの小作地もあれかな、返すようになるのかね。

○事務局 恐らく、少しずつですが、そうなるろうかと。

○会長 そうだね。

○事務局 はい。

○会長 だんだんこれ以外でも、やっぱり年齢が高齢になると借りてやっているところもできなくなるといふことで、そういうところがこれから徐々に増えるといふことで、また地域計画といふことで、そういう耕作されないところ、誰が担ってやるかといふことで、各地区で座談会ですか、するわけですが、こういうところを担い手が全部耕作できれば本当にいいのですけれども。

あと、9番です。この農業従事者、譲受人、農業従事者1名といふことで、これだけの自作地と、賃貸借で借りる場所、一人でやるといふことなので。この間、運営協議のときに、ちょっと詳細に話聞いたのだけれども、何するって言ったっけ、これは。

○事務局 ブルーベリーを作付する予定といふことで伺っております。また、人数のほうなのですが、現在も、現在は1名でご本人様が耕作されるといふような状況なのですが、こちらの3条の許可申請の中には、臨時雇用として1人今現在も雇っているそうです。

○会長 1人ね。

○事務局 さらに、こちらの農地を借りられた後には増員予定といふことで1名といふことで伺っております。

○会長 そういう話を聞かないと、一人でこれだけの面積、ブルーベリーできるのかなんて、ちょっと不安になるところでも皆さんの中にはそういう人もおるところで。そういうことだそうです。

皆さんのほうからどうですか。ご意見なければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については、事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番ですが、先日の北部事前協議にて申請者が認定農業者であるため、10年間の許可を出すことはできますが、許可期限を5年とし、更新のタイミングで圃場の状況を確認するべきではないかとのご意見をいただきました。その旨を申請者に伝えたところ、その期間で審議をいただきたいとの回答がありましたので、許可のご審議とともに年数についてもご審議をいただければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

1番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年6月25日から令和16年6月24日までの10年間の申請でございます。

それでは、別添の農地法第4条許可申請審議資料ナンバー1を御覧ください。

1枚目は案内図でございます。図面を横向きにしてホッチキス留めされた箇所を右上にして御覧ください。図面中央でございます赤い斜線の引かれた箇所が申請地でございます。近隣小学校から東に約40メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。次が公図の写しでございます。図面中央が申請地ございまして、申請地周辺は東、西側が用悪水路、北側が田、南側が宅地及び用悪水路となっております、申請地は農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、次が太陽光パネルの配置図でございます。ホッチキス留めされている箇所を左上にして御覧ください。配置するパネルの枚数は216枚ございまして、架台支柱の本数は112本でございます。申請地面積1,648平米のうち支柱部分の面積の合計0.50平米が一時転用の面積となります。

1枚おめくりいただきまして、次がパネルの立面図でございます。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高が約2メートル、最高地上高が約3.6メートルの高さになります。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農型発電設備の下部の農地における営農計画書でございます。営農型発電設備の設置を計画している農地の概要ですが、令和6年4月の法改正において、営農型太陽光発電設備の下部の農地はパネルの下部だけではなく、当該施設のある区画全体の面積であると示されております。本案件では、表上段の559平米がパネル下部の農地の面積、中段の1,089平米がパネル下部以外の農地の面積ございまして、これらを合計した1,648平米が施設を設置する筆の合計の面積でございます。

営農者の属性としては、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者でございますので、先ほどのとおり、許可期間が10年間で申請が提出されております。また、農作業に従事する者の農作業経験につきましては、農作業歴が60年ありまして、そのうちサカキについては作業歴がございませんが、苗の仕入れ先等、知見を有する者より助言を受けつつ栽培をするという計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農型発電設備を計画している農地での栽培計画ですが、下部の

農地に作付する作物はヒサカキでございます。作付面積は559平米でございます、2年目以降も同様の内容でございます。

1枚おめくりいただきまして、次に、年間の営農計画でございます。記載にありますとおり、1年目に太陽光発電設備の設置及び苗の植付、除草作業を行い、2年目以降は引き続き除草作業を行います。3年目以降に生育したのから収穫を行う計画でございます。4年目以降についても同様でございます。

1枚おめくりいただきまして、次に、利用する農業機械ですが、自己所有のトラクター1台及び管理機1台、草刈り機3台を使用するとのことでございます。また、人員につきましては、常時1名が作業に従事するほか、収穫等の際には臨時的に3名に従事する計画でございます。また、今回は生産に時間を要する農作物でございますので、苗の成長が進む4年目以降に地域の平均単収に達する見込みでございます。

2枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みとして生産に適した日照量の確保でございますが、サカキは遮光率70%程度が最適とのことでございます。そのため植物の生育には支障がなく、太陽光パネルの下部には適していると思われまます。効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高、約2メートル、最高地上高、3メートル、支柱と支柱との間隔は3メートルとなっております、作業を効率的に行う上で必要となる空間についても十分に確保されているとのことでございます。

2枚おめくりいただきまして、生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書でございますが、今回の栽培品目はヒサカキ、作目を選定した経緯は必要な日照時間が短く、上空に太陽光発電システムを設置できることでございます。また、単収については、群馬県の資料を参考にした数値を見込んでおります。作付から収穫に要する期間につきましては、苗木が成長するまでの期間として3年2か月間を見込んでおります。

1枚おめくりいただきまして、当該作物に係る知見を有する者からの営農協力につきましては、ヒサカキ栽培に当たり、苗木を購入する会社より植栽段階から細かく指導を受けることにより、苗木の発病などによるトラブルに対しても対応可能であるとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入るわけですが、その前に調査報告、今回第3班になっております。ということで、調査班長の福田敬一委員から報告をお願いします。

○19番福田委員 それでは、報告させていただきます。

事前調査報告、第3班班長、福田敬一。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受人と太陽光発電設備の関係者、計2名の出席でした。

質問1 ヒサカキという種類での新規の申請ですが、これを選んだ経緯はどのようなものですか。

回答 サカキは日陰で育つ作物なので、パネルの下部に適していると感じサカキを選びました。

サカキにはホンサカキとヒサカキという品目がありますが、申請地のような山沿いでも生育に支障がないよう寒さに強いヒサカキに決定しました。

質問2 申請地の北側は田んぼですが、そちらから水が流れ込む心配はありませんか。

回答 土手があるので問題はないと思います。許可が出た際には、改めて水路を塞ぎ直し、水の流入がないように対策します。また、育成に支障がないよう雑草の対策は徹底します。

質問3 サカキのほかに、下部の農地で栽培する作物を検討しましたか。

回答 サツマイモなどを検討しましたが、土の質が合わずよいものができませんでした。2年ほど前まで米を作っていたので、土壌は問題ないと思います。

質問4 サカキは植えてから収穫までに時間がかかるとは思いますが、どのくらいで収穫できると見込んでいますか。

回答 苗の仕入れ先とも相談しながら、ある程度の大きさのものを購入し植えるつもりなので、3年程度で収穫ができると見込んでいます。パネルの下部以外のところにも苗木を植えて、日陰部分との成長の様子を比較するなど、試行錯誤しながら農地を無駄にしないよう取り組んでいきたいと思っています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 福田班長から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

お願いします。

○6番寺崎委員 6番、寺崎です。調査報告の中に販売先等が書いていなかったのですけれども、販売先のほうはどうなっているのでしょうか。

○会長 今の質問に対して、事務局、お願いします。

○事務局 具体的に販売先、どこに卸すというのがまだ決まっていはいないということなのですが、今回その申請に伴って太陽光発電のその事業者さんに設備の設置ですとか、そういったところは協力をお願いをしているということで、そちらの業者さんが既に市内のほうで営農型をやられているということなので、そちらの販売先ですとか、そういったところと併せながらやっていくということで伺っております。

○6番寺崎委員 はい、分かりました。

○会長 よろしいでしょうか。

○6番寺崎委員 はい。

○会長 この間の北部の事前協議でちょっと質問が何点か出ましたね。これは、すぐ近くに小学校あ

ります。ここは、あれですか、子供たちが登校する通路になっているのかな。

○事務局 申請地は、地図上で見ると、直線距離としてはかなり近いのですが、この小学校の東側の道を挟んで、東西でかなり土地の高低差がありまして、この南側を迂回してこないで申請地のほうには来られないようになっていまして、通学等には全く支障はないかと思われま。

○会長 そうですか。この間、何かちょっとこんな質問が出たのです。この申請書類の中にパネルを設置して、その周りにフェンス何かをしないのですかって、そんな質問が出ました。それで、この歩道、子供が、通学路だとちょっと小さい子供なんか中へ入っているいろいろ興味示すような年齢ですから、中入って、もし何か事故あったときは困るということで、私も今ちょっとそんなお話をしているわけですが、できればフェンスがあったほうのほうが安全かな。何かあってからでは遅過ぎるということで、フェンスをしたほうがいいかなと思って、今ちょっとそんなお話をしているのですが、そういう申請人にちょっとそのようなことも、安全対策として、してもらいように話ししておいてもらえますか。

○事務局 はい、伝えておきます。

○会長 はい。

ほかに皆さんから何か、最近、この後も5条でまたサカキの営農型ので出てくるのですが、最近、サカキ、サカキって、そんなに需要があるのですかって、皆さん、そう思うと思います。売れ先がしっかり安定していないと。では、サカキ、そのサカキの売上げはあんまり当てにしていけないなんて、ちょっと皆さんはそういうふうに思う。まず、上の発電だけ重視で、下はあまり収量だ、収益が上がらなくてもいいのだなんて、そんなふうにみんな取られてしまうので、できれば本当なら下でも収穫して、その所得増やす、上と下で、それが本来の営農型発電だと思うのですが、

余計な話しましたが、皆さんから何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。お願いいたします。

○17番石川委員 17番、石川です。設定期間について事前協議でもいろいろ意見等ありました。本人も認定農業者ということで10年まで転用期間設定できるということで10年ということでしたが、サカキについては実際農作業の経験はないということで、米麦を中心にされているというお話でしたので、経験がない中で10年というのは少し長いのではないかという感じがいたします。サカキ、3年ぐらいで収穫できるということであれば、やはり5年ぐらいで一度どんな様子か、順調に作物育っているのか、進捗等も確認する必要があると思いますので、5年の設定が妥当ではないかと思えます。

以上です。

○会長 今、石川委員から期間のことで今お話をいただきました。その前に事務局でも5年ということで申請人本人にはそのようにお話をしたという報告がございました。どうでしょう、皆さん、今

石川委員の発言がありましたとおり、それでは5年で許可するというところでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。では、5年の許可ということで決定いたします。

そのほかになれば、これで。許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、4条の一括審議に入ります。

それでは、一括説明、お願いいたします。

○事務局

2番 住宅用地として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。

3番 自宅に隣接する申請地に作業場を建築するに当たり自宅敷地の一部が越境していることが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今4条の2件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆様に、質問等ございましたらお願いいたします。

なさそうですので、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1並びにナンバー2については事前調査案件となっております。また、ナンバー1並びにナンバー2については関連する案件となっておりますので、一括で審議することといたします。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番と2番につきましては、太陽光事業者は異なりますが、営農者は同一のため一括してご説明をさせていただきます。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年5月24日から令和9年5月23日までの3年間でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー7の3条の地上権設定と次のナンバー2が関連案件でございます。

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは、一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年5月24日から令和9年5月23日までの3年間でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー8の3条の地上権設定と、さきのナンバー1が関連案件でございます。

お手元にナンバー1、ナンバー2の資料をそれぞれご用意させていただきましたが、申請地や太陽光下部の作付面積、太陽光事業者以外の内容は、同一のものとなっております。そのため、ナンバー1の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1、審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央の「本件申請地」と記載されている箇所がナンバー1の申請地でございます、「別件」と記載されている箇所がナンバー2の申請地でございます。なお、図面上に記載はございませんが、近隣小学校から北に約1.2キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面中央の「本件申請地」と記載されている箇所が申請地でございます、「別件」と記載されている箇所がナンバー2の申請地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。グレーの枠で囲われている箇所が申請地でございます。また、その北側の位置がナンバー2の申請地でございます、隣接する土地につきましては、西側が畑、北、南、東側が公道でございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請になりますので、現地は既にこの図面のとおり、パネルが設置されております。架台支柱が60本、パネルの枚数が216枚設置されており、周囲にはフェンスが設置されております。なお、ナンバー2の申請地である図面の北側、第1区画も同様に架台支柱が60本、パネルが216枚設置されております。

1枚おめくりください。5枚目がパネルの立面図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている部分を右上にして御覧ください。最低地上高は2.3メートル、最高地上高3.4メートル、支柱と支柱の間隔は2.7メートルから3.3メートルとなっております。

1枚おめくりください。6枚目以降が営農計画書でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている部分を左上にして御覧ください。下部の農地の面積は1,863平米でございます。

ます。こちらの営農者はオに該当する方であり、許可期間は最大で3年間となります。営農者の営農経験は20年以上あり、作付予定の作物に関しては7年の農作業歴があります。

1枚おめくりください。2の栽培計画でございますが、引き続きサカキを栽培する計画でございます。太陽光発電設備の真下である354.2平米に作付をしております、現在の樹高は約1メートルであると伺っております。2年目以降は、記載されている計画のとおりとのことでございます。

1枚目おめくりください。営農に必要な農作業期間でございますが、1年を通して、肥料や剪定等の手入れを行い、3月から5月、9月から11月にかけて雑草が繁茂しないように除草を行う計画であるとのことでございます。2年目以降も同様でございます。

1枚おめくりください。続きまして、利用する農業機械でございますが、トラクター、耕運機を利用すると伺っております。農作業に従事する者につきましては、営農者と妻の2名となります。下部の農地における単収見込み等ですが、サカキの平均的な単収は10アール当たり、970キログラムであり、本申請地における収量は10アール当たり、約800キログラムを見込んでおり、計画どおりの収穫であれば、平均的な単収の82.5%となる予定でございます。なお、こちらの平均単収については、茨城県にてサカキの栽培を行っている業者より聞き取りを行った数値となります。

2枚目おめくりください。生育に適した日照量の確保につきましては、サカキは陰性植物であり、遮光率が50から80%の設備下部が最も育成に適切であるため、栽培は可能とのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高2.3メートル、最高地上高3.4メートル、間隔2.7メートルから3.3メートルでございまして、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間及び生育後の収穫時全高の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

2枚目おめくりください。栽培理由書でございますが、作付作物はサカキでございます。選定理由といたしましては、陰性植物であり、シェアリングに適している作物であると考えられるとともに、太陽光パネル下でのサカキの栽培成功例も多数あることから選定したとのことでございます。

2の単収見込みでございますが、10アール当たり800キログラムを見込んでおりまして、平均収穫量の根拠につきましては、茨城県にてサカキを栽培している業者に聞き取りを行った数値でございます。

1枚おめくりください。3の作付から収穫までに要する期間でございますが、約5年間を見込んでおります。現在、作付から2年ほど経過しておりますが、出荷基準には至っておらず、施肥や下刈り等の管理を改善していきますが、収穫までには相当の期間を要するものと考えられるとのことでございます。

4の営農の協力についてですが、農協や農業法人などの協力を得ながら適切に行っていくとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより、また調査報告に入ります。

福田班長、お願いいたします。

○19番福田委員 事前調査報告、第3班班長、福田敬一。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は営農者の妻、太陽光事業者の代表取締役、申請代理人の計3名の出席でした。

まず、質問1 栽培しているサカキの種類は何になりますか。

回答 ホンサカキを栽培しています。ホンサカキは、成長速度がヒサカキに比べて遅いため、出荷まではまだ期間がかかると思います。

質問2 サカキの需要はありますか。また、出荷先はどちらになりますか。

回答 ホンサカキは、高級な品種になるため需要はあると考えています。出荷先については、営農者が出荷している農協や物産館を考えています。

質問3 栽培作物にサカキを選んだ理由を教えてください。

回答 当初は、フキを栽培しようと考えていましたが、土壌が悪くフキが育たない環境だったため、サカキを選定しました。

質問4 太陽光パネルの間が広く空いているので、そちらでも作物を栽培したほうがよいと思いますが、どのように考えていますか。

回答 太陽光が設置されていない場所には、当初ブルーベリーを50本ほど植えました。しかし、定植してすぐに盗難の被害に遭ってしまいました。また、イノシシによる鳥獣害も多いため、栽培する作物については研究していきたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま調査報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたら、お受けいたします。

これは、3班のメンバーと一緒に現地を調査確認してきたわけですが、どうも土壌が痩せている感じがします。それで、このサカキ植えて2年ですか、許可が出て3年たっているわけなのですか、1年目はパネルの設置等で1年、それ以降植えたのですかね。2年ですよ。

○事務局 はい。

○会長 ということで、まだそれほど、成長もしていないのですけれども、今事務局から1メートルほどで、そんな報告がございましたけれども、これから、もう少し肥料を入れたほうがいいのか、葉っぱの色がちょっとあんまりいい色ではないし、このホンサカキ、ホンサカキは寒いところは駄目だなんて。ホンサカキが、そういう栽培しているところは関西方面が多いということで、関東から北のほうはあんまりホンサカキは気候的に合わないという、そんな話も聞きました。そんなことで、成長もその寒さで遅れていると。そんなことで今の状況でちょっと成長が鈍っているのかななんて思っているわけですが、こういう、これは認定者ではないので、更新が3年なのですけ

れども、よく中には1年更新ということでキウイフルーツなんか、また皆さんご承知の方もおられると思うのですけれども、1年更新ということもございました。これは、どうですか。調査班以外は、ちょっと現地を確認していないのでよく分からないと思うのですけれども、3年でよろしいか、もう少し短くしたほうがいいのかとか、そんなご意見でもよろしいですから、何か意見等ございましたらお願いいたします。あと、アドバイスがありましたらお願いいたします。

何もないようですので、それでは、あれですか、この更新の期間なのですけれども、3年で様子見るのですか、どうしますか。

色はね、ちょっと肥料を入れてもらうかな。

そういうことで、3年更新ということで許可相当としてもよろしいでしょうか。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。

それでは、一括審議に入ります。

それでは、事務局、お願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、現在の住まいが老朽化しているため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は賃貸借、運送業を営んでいるが現在使用中の従業員駐車場の契約期間が満了するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて農家レストランを建築したいという農業用施設の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、現在の地区公民館が老朽化しているため申請地を借り受けて新たに公民館を建築したいという公民館の申請でございます。

9番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、新工場の建築に伴い従業員用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、妻の実家で暮らしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

15番 契約の内容は使用貸借、近隣で群馬県発注の工事を請け負っているが作業員及び工事車両の駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和6年6月24日から令和7年3月31日までの約9か月間の申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが事業拡大に伴い資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、一体利用地の関連案件といたしまして、次のナンバー17が提出されております。

17番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが事業拡大に伴い資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、一体利用地の関連案件といたしまして、さきのナンバー16が提出されております。

18番 契約内容は使用貸借、資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

19番 契約内容は売買、建築業を営んでいるが事業拡大に伴い露天駐車場及び露天資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、貯蔵用倉庫を新築するに当たり申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという倉庫の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、産業廃棄物処理業を営んでいるが一時的に覆土材置場として使用している申請地を引き続き借り受けて使用したいという覆土材置場の申請でございます。

22番 契約内容は賃貸借、小売業を営んでいるが経営規模拡大のため申請地を借り受けて新店舗を建築したいという店舗の申請でございます。なお、次のナンバー23が同一事業の関連案件として提出されております。

23番 契約内容は賃貸借、小売業を営んでいるが経営規模拡大のため申請地を借り受けて新店舗を建築したいという店舗の申請でございます。なお、さきのナンバー22が同一事業の関連案件として提出されております。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発

電設備設置用地の申請でございます。

25番 契約内容は売買、乗馬クラブを営んでいるが事業拡大のため申請地を買い受けて使用したいという乗馬施設の申請でございます。

26番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可後の計画変更申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、介護事業を営んでいるが申請地を借り受けて高齢者グループホームを建築したいという介護施設の申請でございます。

30番 契約内容は賃貸借、近隣で工場建設工事を請け負っているが従業員の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年6月25日から令和7年9月30日までの約1年3か月間でございます。

31番 契約内容は現物出資、電子部品製造業を営んでいるが駐車場が不足しているため事業所に隣接する申請地を役員より出資を受け使用したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

32番 契約内容は売買、自動車修理販売業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという車庫及び露天駐車場の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が提出されております。

33番 契約内容は売買、道路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという道路の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

34番 契約内容は売買、自宅への進入路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

35番 契約内容は使用貸借、樹木伐採粉砕業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は33件でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

○会長 ただいま5条の一括説明が終わりました。これで、皆さん、審議に入りますと時間かかります
ので、ちょうど、ここでちょっと小休止入れます。そのうち考えておいてください。

そういうことで、それでは、10分ぐらい小休止いたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより再開いたします。

先ほど5条の一括説明をしていただきました。それに対してのこれから審議に入ります。皆さん
から質疑をお受けしたいと思います。

そうすれば、許可か不許可、それっきり判断がないということなので、本人も大分反省している
ということで、どうでしょうか。皆さん、許可でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 不許可という人はいないですね。

では、許可といたします。

○22番飯野委員 すみません、私は、不許可です。

○会長 1名、不許可。

はい、分かりました。それでは、賛成多数ということで35番許可相当とすることといたします。

これで5条終わりです。

それでは、続きまして、議案第5号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判
断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目はいずれも山林、非農地としての理由でございますが、いずれも農地復元のため
の物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続
的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告をお願いするわけですがけれども、今回片岡地域ですので、寺崎正親
委員から報告をお願いします。

○6番寺崎委員 それでは、ナンバー1について現地を確認した結果をご報告いたします。

4月9日に推進委員の松本一正委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は、いずれも接道がなく、数多くの雑草、雑木や竹が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断したことを報告いたします。

以上です。

○会長 ただいま地域担当の寺崎委員から報告がございました。

皆さんから異議がなければ証明することといたしますけれども、どうでしょう、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

続きまして、最後の議案です。

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定についてということで、高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、農林課、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、中村です。議案、農用地利用集積計画について、ご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子、高崎市農用地利用集積計画とA4横の薄い冊子、高崎市農用地利用集積計画の総括表及び営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧をご用意ください。

利用権設定促進事業は、市町村が権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和6年7月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。

それでは、薄い冊子、高崎市農用地利用集積計画総括表を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。今回、利用権の設定を受ける者は148名、利用権を設定する者は381名となります。利用権が設定される面積は、地目、田の通年が376筆、面積が47万6,403平米、地目、田の期間借地が133筆、面積が18万4,661平米、地目、畑が165筆、面積が20万4,491平米、合計で674筆、面積が86万5,555平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数が385筆、割合としては57.1%、中間管理事業で設定された筆数が166筆、割合は24.6%となっております。

続いて、1枚めくっていただき、総括表の2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地については、地目、田が72筆、面積が9万6,643平米、地目、畑が21筆、面積が1万5,841平米となっております。3年以上6年未満の農用地については、田が291筆、面積が38万

5,455平米、畑が76筆、面積が9万2,576平米となっております。6年以上10年未満の農用地については、田が103筆、面積が12万5,197平米、畑が33筆、面積が4万98平米となっております。10年以上の農用地については、田が43筆、面積が5万3,769平米、畑が35筆、面積が5万5,976平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、この内容に対して審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

利用権設定、また3条でいろいろ担い手として耕作している方がおられるわけですが、この説明の中で、この間話したのかな、地域計画ということで始まるわけですが、こういう利用権設定、農地を耕作している方が今後10年先までできるかできないか、そういうこともいろいろ考えながら今地域計画をしているわけですが、これ以外に、まだ空き農地というのは大体大ざっぱにどのくらいあるだろう。地域によって違うのだろうけれども。

○事務局 面積がすぐには分からないのですが、借りたい問合せがある中で、支所のエリアは空き農地があるようなイメージですが、旧市では、特に畑を探している人は、農林課も、農業委員会も情報としては持っていますが、希望に沿った情報提供ができていないような印象です。

○会長 そうなのですか。まだ借りたい人というのはいるの。

○事務局 特に新規就農者の方ですね。

○会長 新規就農者。

○事務局 新規就農から数年たって規模拡大したい方であったり、あとは企業参入のように法人でやりたい会社です。このような相談は、それなりに数はあります。

○会長 やはりそういうところは、作業効率のいい場所をみんな探しているの、これで中山間地のほうへ行くと、これから地域計画で誰がここを担うとか、これから始まるわけですが、そういうところが埋まるようになればいいのだけれども、なかなかそっちが問題になるのと思うのだけれども、どうだろうね。

○事務局 そうですね、やっぱり耕作者の方たちがどんどん減っていくエリアって、企業の人ってやっぱり事業の交通の便がいいところを狙っている傾向がありますので、やっぱり支所のところをどう担い手を継続させていくかというところは課題かなと思っていまして、対策については、今すぐに見つからなくて、すみません。

○会長 それで規模を拡大すれば、この使用農機具、家畜飼養状況一覧、これを見ると、やっぱり大規模にやるには大型の農機具が必要になります。やっぱりこれだけ農機具いろいろ機械等をそろえらるとなるとかなり出費が大きいので、それなりに収入も上がらなくてはなかなか経営を、存続するのは難しいということで、これからそれが問題になるわけですが、適正価格ということで国

のほうでどんどん、どんどん進めて補填でもしてもらえればいいのですけれども、それを願っておるわけですが。

どうですか、皆さんのほうから、この利用集積計画のこの内容を見て。これとってなければ、これは決定するわけですが、決定してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、決定することといたします。

それでは、これより報告事項に入ります。それでは、第1号から4号までです。

報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は宅地分譲、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか22件、合計23件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか7件、合計8件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番から3番につきましては、令和6年3月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手の遅れにより、転用許可が1番及び2番については、令和6年4月25日付、3番については、令和6年5月21日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

4番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条申請1件、5条申請34件、合計35件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和6年5月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

それでは、その他ということで、事務局から何か報告ございましたらお願いします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上で第12回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時25分 閉会